

静岡県立大学客員教授等選考規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 28 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、平成 30 年 4 月 1 日、令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本学における学術研究の進展を図るため、他の研究機関等に所属する者(外国人を含む。)が、本学において本学教員と一定期間、専門的かつ高度の共同研究を行う者に対する客員教授、客員准教授、客員講師又は客員助教(以下「客員教授等」という。)の称号付与に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第 2 条 客員教授等の称号は、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 16 条の 2 に定める教授、准教授、講師又は助教の資格と同等以上の資格を有する者で、かつ、引き続き 3 カ月以上研究に従事する者について付与することができる。

(選考)

第 3 条 客員教授等の選考は、当該学部、研究科、研究院又は生活科学研究センターの長が当該教授会、研究科委員会又は研究院委員会の議を経て、学長に推薦するものとする。

2 前項の推薦があった場合、学長は、教育研究審議会の議を経て、客員教授等の称号を付与するものとする。

(称号の付与)

第 4 条 客員教授等の称号は、別記様式による文書を交付して、本人に通知するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。